

南海地震条例づくり 項目別検討表

場所		避難生活や被災生活を送る / 応急・復旧段階 / G-3-5 「被災者への情報提供」
日時		

	主体					
	自助(県民・事業所など)		共助(自主防災組織・ボランティアなど)		公助(県・関係団体など)	
	誰が	どのようにするか	誰が	どのようにするか	誰が	どのようにするか
時間軸	備えの段階	県民 ○ラジオ等の情報収集の手段の確保 ○情報弱者の教育(可能な限り)	自主防災組織等	○情報拠点と情報網の確立	県 県・市町村	○的確な情報を周知する方法の確立 ○報道機関との連携体制の整備 ○災害時要援護者に対する情報提供の方法についての検討
	地震発生時				放送事業者 県・市町村	○県・市町村・防災関係機関と協力した、被害に関する情報、交通に関する情報、避難場所に関する情報、住民の円滑な避難に必要な情報の提供 ○災害及び避難に関する情報の住民への提供、住民からの災害状況、住民の安否その他の情報の入手の手段を講じる
	応急・復旧段階	○被災状況、救援の内容は、個別的なので、地域ごとの情報をできるだけ連絡できるようにする ●的確な情報を一日数回、定時に公表する(G-3-4)	隣人・町内会・自主防災組織等 マスコミ	●地域の相談所を開設する(A-2-1) ○巡回相談員の指定 ●的確な情報を一日数回、定時に公表する(G-3-4) ●外国人差別を避ける。的確な情報を外国人に伝えておく(G-3-7) ○取材に併せて、集約した情報を避難場所等へ号外、かわら版風に送る	県 各機関	○災害時要援護者に配慮した情報提供 ○各種の問い合わせに対応できる総合的な問い合わせ窓口の設置 ●的確な情報を一日数回、定時に公表する(G-3-4) ○ライフライン情報網の完備
	復興段階				県・市町村	復興支援情報の徹底